

働き方改革関連の説明会を実施しました！

～ 日立労働基準監督署 ～

令和3年5月26日



「時間外労働の上限規制等」について説明する
日立労働基準監督署の職員



「職場におけるパワハラ防止対策等」について説明する
雇用環境・均等室の職員

日立労働基準監督署では、事業主の皆さまを対象として「労働時間等説明会」（以下「説明会」といいます。）を実施しており、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、規模を縮小し複数回の開催を予定しております。

5月26日の説明会では、日立労働基準監督署より、平成31年4月から順次施行されている「働き方改革関連法」について、雇用環境・均等室より、令和2年6月1日に施行()された労働施策総合推進法(職場におけるパワーハラスメント防止対策)について、茨城働き方改革推進支援センターより、令和3年4月1日に全面施行された「同一労働同一賃金」について説明しました。

日立労働基準監督署及び雇用環境・均等室では引き続き、連携して本取組を実施してまいります。

中小企業は、一部を除いて令和4年4月1日施行です(それまでは努力義務)。

【説明会及び時間外労働の上限規制等についてのお問い合わせ先】

日立労働基準監督署 TEL：0294-22-5187

【労働施策総合推進法についてのお問い合わせ先】

「予約制個別相談会」実施中！

雇用環境・均等室 TEL：029-277-8295

【中小企業・小規模事業者等による働き方改革推進支援事業についてのお問い合わせ先】

個別企業訪問、セミナー・講師、常駐相談すべて無料です！

茨城働き方改革推進支援センター TEL：0120-971-728